

## 最低賃金制度の改善を求める意見書

現在の日本経済は、企業業績の改善や有効求人倍率の向上が見られる一方、今年度第二四半期GDPが二期連続の前年割れとなるなど、国内の生産や消費の状況は引き続き厳しい状況が続いています。要因としては、消費税増税による影響に対し、所得の伸びが追いついておらず、国内での消費や投資を喚起できていないということが指摘されています。日本経済を持続的な回復基調にのせるため、働く人々の所得を伸ばす施策が求められています。

なかでも、フルタイムで働いても十分な生活費が得られない「ワーキングプア」問題の解決は急務です。その多くは、最低賃金に近い水準で働く非正規雇用の雇用者です。かつては、非正規雇用は家計補助的なパートタイム就労が多数でしたが、現在では非正規雇用が全就労者の4割、若年層では5割以上となり、非正規雇用でフルタイム就労し、家計を主に担っている人が増加しています。ところが、現在の最低賃金は最も高い東京都でも、フルタイム就労で年収200万円に届かず、奈良県においては150万円あまりとなっています。この水準では結婚や子育て、貯蓄など社会の再生産に欠かせない生活を送ることが難しく、公租公課の負担も厳しい場合があります。内閣府の調査でも、こうした状況にある若年雇用者が増加しており、我が国の将来に大きな問題となるおそれがあります。

2007年の法改正により、最低賃金と生活保護の「逆転」解消が図られていますが、そもそも最低賃金と生活保護の最低生計費は趣旨が異なります。最低賃金は日々働いて生活の糧を得、収入の一部を税や社会保険料として納め、工夫によって貯蓄もできる自立した生活の最低水準であるべきです。

我が国の健全かつ長期的な成長を見据え、国におかれては下記のとおり総合的な最低賃金制度の改善に取り組まれるよう求めます。

### 記

- 一、全国で1,000円以上を目標として、最低賃金の引き上げに取り組むこと
- 一、大都市を含む都府県とその他の県での過大な最低賃金額の格差を是正すること
- 一、最低賃金に引き上げに対応して賃金の改善に取り組む中小企業に対して、十分な補助制度を実施すること
- 一、違法な下請け叩きや違法な給与天引きなど、最低賃金制度の実効性を損なう法令違反に対して、指導や取り締まりを抜本的に強化すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月10日

大和高田市議会